

「はさま きちょくれ祭り 2025」出店申込書 (きちょくれ祭り事務局へ提出してください。)

主催団体	団体・事業所名 (由布市商工会会員)		種別	一般・飲食
	代表者(責任者)			
	住所			
	電話番号			
代表者(責任者)の身分証明書(運転免許証等の写し)を添付してください。 《責任者本人が申込書持参の場合は事務局でコピーします。》				
□出店内容(販売や展示の内容をできるだけ詳しく記入してください)				
希望テント数	・1張 ・2張 ・その他()張 【1張6坪 5.4m×3.6m】	※営業形態上、 隣同士の配置が 必要ですか	(※2張以上のみ該当) ・必要 ・不要	
備品追加数	・テーブル()ヶ 1,000円/1ヶ ・イス()脚 200円/1脚	発電機を持参 しますか	・する ・しない	
運営人数	人	希望電源数 ※最大2個	・電源()個 ・不要 ※照明以外には使用不可	

◆注意事項(必ずご確認ください)

- ・同一団体等による複数出店は、申し込み多数時に出品数の調整をお願いする場合があります。
- ・名義貸しは禁止です。申込者と実際の出店者が異なる場合は出店を取り消します。

◆申込確認

「はさま きちょくれ祭り 2025」への出店にあたり、案内および注意事項を確認・理解し、その内容に同意のうえ申込みいたします。

令和7年 月 日

申込団体

団体名又は事業所名: _____

住所: _____

代表者(責任者)名: _____ 印

はさま きちよくれ祭り 2025 の出店にあたっての誓約書(提出用)

- 1 会場のテント設営が11月7日(金)までかかりますので、出店の準備は8日(土)からにしてください。
- 2 祭りは9日(日)の1日間のみ行います。商品・食品の販売等には十分注意して、売切れ等でテントを空けてしまうことのないようにしてください。なお、9日は午後5時頃まで祭りが行われる予定です。(※終了時間については変更の可能性があります。)
- 3 各テントで出たゴミは、各自で必ず持ち帰ってください。
※過去、最後にソースやカレーを袋に詰めたまま放置したり、**廃油を川に廃棄して帰った出店者がいました。**
今後このようなことがあれば、飲食出店は揚げ物の全面禁止、又は二度と出店は認めない、というような対応となります。
- 4 各テントの周辺は、各自で清掃し清潔な店づくりに心掛けてください。
※雨天時には売り場(テント)前が雨でぬかるむ事が予想されます。各出店者で対応(対策例:パレットやベニヤ板を設置するなど)をお願いします。
- 5 **酒屋の出店以外での、アルコール類(ビール、日本酒等)の販売**は「きちよくれ祭り実行委員会」の申し合わせによりできませんので、ご協力をお願いします。
- 6 商品の売り歩き・押し売りは来場者の印象を悪くするので商品は各自のテント以外では売らないでください。また、商品は必ずテント内で販売し、通路にはみ出さないでください。
- 7 照明以外(電気ポット、冷蔵庫、保温機等)で電気を使うと、電圧が下がり設備に影響がありますので、**照明以外の電気器具を使用する出店者は発電機を用意してください。**
また、電源の使用は2個までとし、タコ足配線は禁止します。万一事故が発生したときは責任をとっていただきます。
- 8 火気器具(発電機を含む)を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
- 9 事務局で貸出す「テント・いす・テーブル」は各自で管理し、他のコーナーからの持ち出しは絶対にしないでください。
- 10 搬入・搬出時間を厳守し、それ以外の時間帯には車の乗入れは絶対にしないでください。また、営業中はテントのそばに駐車したままにしないようにしてください。但し、食品等の運搬には許可車のみを使用してください。開催時間中の駐車は、来場者に駐車場を確保するため許可車のみとし、それ以外は市役所駐車場に駐車してください。

9日(日) 搬入: ~午前8時50分 搬出: 午後5時30分~

- 11 説明会時のテント位置抽選方法について、実行委員会の指示に従ってください。
- 12 出店者皆様のご協力により、楽しいお祭りになりたいと思いますので「きちよくれ祭り実行委員会」の指示に従って、トラブルやイヤな思いがないようお願いします。

《食品を取り扱う出店者の方へ》

※ ○157(病原性大腸菌)等、食中毒に十分注意してください。

- ① 食品関係の従事者は、各自の負担と責任でテント内に手洗いセットを必ず設置し、石鹸・消毒液等で手をまんべんなく洗ってください。設置していないと保健所から営業停止の命令が出される可能性があります。
- ② 食品の保存・運搬・調理は衛生的に行い、食品の中心部を十分加熱(1分以上の加熱で75℃以上)してください。また洗浄してください。
- ③ 食品を取り扱うときは、まな板・包丁・食器等の調理器具は十分洗浄・消毒してください。
- ④ 使用水は飲用適の水を使用してください。
- ⑤ 営業許可申請は、出店者ごとに申請してください。
(仕込み等を別の場所で行う場合は、2通の申請が必要です。)
- ⑥ 毒物・異物等の混入などがありますので、食品の管理には十分注意してください。
- ⑦ 漬物類は、販売を禁止します。ただし、保健所の許可を受けている方は実行委員会に届け出れば許可します。

上記のことについて了解の上厳守し、全面的に協力することを誓約します。

令和7年 月 日

団体名又は事業所名 : _____

住 所 : _____

代表者(責任者)名 : _____ 印